

元気とやま県民協働事業補助金募集要領

1 補助の対象事業

補助金の対象となる事業は、県内のボランティア団体等が他の団体、自治振興会、企業等と協働し、新たな発想で実施する地域活性化を図る事業のうち、次の要件をすべて満たすものとします（ただし、別に県の補助金の対象となる事業は除く。）。

- (1) 元気とやま創造計画に位置づけられている政策（別紙1）に関連するもの。
- (2) 広域的な事業効果が見込まれるもの。
- (3) 今後の活動の広がりや継続性が認められるもの。

2 補助の対象区分

補助対象事業は次に掲げる区分とします。

- (1) テーマ設定型事業 県の設定したテーマに基づき提案・実施する事業

- テーマ① 中山間地域の課題解決のための県民協働活動の推進
- テーマ② 多文化共生に向けた県内在住外国人への支援活動の促進
- テーマ③ つかいやすく、わかりやすい、持続可能な地域公共交通に向けて
- テーマ④ オープンデータの利活用の推進
- テーマ⑤ 清掃美化活動による地域活性化

※具体的な内容はテーマ一覧表（別紙2）参照

- (2) 自由提案型事業 団体が自由に企画・実施する事業

3 補助の対象団体

次のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 営利を目的としない団体
- (2) 富山県内に活動拠点をもち、県内で活動する団体
- (3) 政治活動又は宗教活動を行うことを主たる目的としない団体
(例：NPO法人、ボランティア団体、市民活動団体、公益法人等)
- (4) 5名以上の構成員で組織されていること

4 補助金

補助率、補助額、採択件数及び事業に係る対象経費は、次のとおりです。

補助対象経費が10万円未満の場合は、補助金交付の対象としません。

申請団体	補助率	補助額	採択件数	対象経費
NPO法人、 ボランティア 団体、 市民活動団体	3分の2	300千円 以内	16件 程度	・賃金（協働事業実施に係る人件費） ※団体の日常の運営に係るものは対象外 ・謝金（講師及び専門家等に対する謝礼） ※団体構成員への支払いは対象外 ・旅費（講師及び専門家等の交通費） ・消耗品費 ※飲食に係る経費は対象外 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・保険料 ・使用料及び賃借料 ・その他知事が必要と認めた経費
上記以外の 非営利団体	2分の1	知事が特に 認める場合は 500千円 以内		

※補助金は公金です。支出済の経費であっても、内容が適切でないものについては、補助対象外となり、返還していただくこととなります。

5 補助対象事業実施期間（補助対象期間）

補助対象事業実施期間（補助対象期間）は、補助が決定した日から、2020年3月末日までの間で設定してください（補助決定の通知は、第1回が7月上旬頃、第2回が10月中旬頃となる予定です）。

6 事前相談

申請に当たり、相談窓口を少子化対策・県民活躍課県民協働係に設けますので、内容確認等のため**必ず**ご相談願います。

- 相談期間 第1回：2019年3月27日（水）～2019年5月15日（水）
第2回：2019年6月24日（月）～2019年8月21日（水）

7 申請方法

下に交付申請書（様式第1号）及び参考資料（会報等、活動内容が分かるもの、会の構成員名簿及び規約等）を郵送又は持参するとともに、下記アドレスにデータをメールに添付し、ご送付ください。また、提出された書類はお返ししません。

※様式は少子化対策・県民活躍課のホームページに掲載しています。

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
富山県総合政策局 少子化対策・県民活躍課 県民協働係
TEL：076-444-9012 FAX：076-444-3479
アドレス：ashoshikataisaku@pref.toyama.lg.jp

- 受付期間 第1回：2019年3月27日（水）～2019年5月17日（金）
第2回：2019年6月24日（月）～2019年8月23日（金）

8 選考方法等

- ・学識経験者等から構成する検討会が、申請内容について協議し、その結果を受けて県が決定します（第1回：6月上旬、第2回：9月中旬に検討会の開催を予定しています）。
- ・検討結果は個別に通知します。
- ・補助額等に条件を付ける場合があります。

9 補助対象事業実施時の留意点

- ・事業実施に当たり、「元気とやま県民協働事業」の名称（冠）を付けてください。
- ・事業実施状況が分かるよう写真を撮影し、実績報告書に添付してください。
- ・事業実施状況の確認のため、職員がご連絡することがあります。
- ・事業実施に係るすべての支出証拠書類（領収書等）を保管してください。
- ・補助金の支払いは原則、事業完了後となります。
- ・やむを得ない事情等により事業を中止又は変更をする場合には、必ず事前に少子化対策・県民活躍課にご相談ください。その場合、変更申請書の提出が必要となります。

「変更」・・・事業の実施内容に大きな変更があるとき。または、各経費項目の増減が申請時の補助対象経費全体の20%以上であるとき。

10 実績報告

補助対象事業が終了してから14日以内又は2020年3月末日のいずれか早い日まで、実績報告書（様式第4号）及び必要添付書類（事業実施状況が分かる写真、支出証拠書類の写し等）を郵送又は持参するとともに、データをメールに添付し、ご送付ください。